

令和8年3月

篠栗町議会第1回定例会  
会 議 録

福岡県篠栗町議会

# 会期日程

(会期：2月26日(木)～3月12日(木) 15日間)

会期	月	日	曜		開議時刻	摘 要
第1日	2	26	木	本 会 議	午前10時	開 会
						<ul style="list-style-type: none"> <li>・会議録署名議員の指名</li> <li>・会期の決定</li> <li>・議案の上程(提案理由説明)及び質疑</li> <li>・議案の委員会付託</li> <li>・採決</li> </ul>
第2日	2	27	金	考 案 日		
第3日	2	28	土	休 会		閉 庁
第4日	3	1	日	休 会		閉 庁
第5日	3	2	月	条 例 委 員 会	午前10時	・付託案件審査
第6日	3	3	火	予 算 特 別 委 員 会	午前10時	・付託案件審査
第7日	3	4	水	予 算 特 別 委 員 会	午前10時	・付託案件審査
第8日	3	5	木	予 算 特 別 委 員 会	午前10時	・付託案件審査
第9日	3	6	金	予 算 特 別 委 員 会	午前10時	・付託案件審査
第10日	3	7	土	休 会		閉 庁
第11日	3	8	日	休 会		閉 庁
第12日	3	9	月	予 算 特 別 委 員 会	午前10時	・付託案件審査
第13日	3	10	火	本 会 議	午前10時	・一般質問
第14日	3	11	水	予 備 日		・議案等整理
第15日	3	12	木	本 会 議	午前10時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各付託案件委員長報告</li> <li>・採決</li> <li>・閉会中の継続審査</li> </ul>
						閉 会

# 令和8年第1回 篠栗町議会定例会 議事日程 第1号

令和8年2月26日(木) 午前10時開議

- 第1, 会議録署名議員の指名 9番 , 10番
- 第2, 会期の決定の件
- 第3, 議案の上程(提案理由説明)及び質疑
- 第4, 議案等の委員会付託について
- 第5, 議案第4号 篠栗町教育委員会委員の任命について

# 議案付託表

議案 番号	件 名	付託委員会
3	専決処分の承認を求めることについて(専決第1号) 〔令和7年度篠栗町一般会計補正予算(第10号)について〕	予算 特別委員会
5	篠栗町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める 条例の制定について	文教厚生 常任委員会
6	篠栗町行政手続条例の一部を改正する条例の制定について	総務建設 常任委員会
7	篠栗町附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定に ついて	総務建設 常任委員会
8	特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条 例の一部を改正する条例の制定について	総務建設 常任委員会
9	篠栗町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条 例の制定について	総務建設 常任委員会
10	篠栗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につ いて	文教厚生 常任委員会
11	篠栗町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定め る条例の全部を改正する条例の制定について	文教厚生 常任委員会
12	篠栗町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準 を定める条例の一部を改正する条例の制定について	文教厚生 常任委員会
13	篠栗町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特 定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例 の全部を改正する条例の制定について	文教厚生 常任委員会
14	工事変更契約の締結について 〔篠栗北地区産業団地事業用地2法面工事〕	総務建設 常任委員会
15	町道の路線変更について	総務建設 常任委員会
16	令和7年度篠栗町一般会計補正予算(第11号)について	予算 特別委員会
17	令和7年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算(第5号)に ついて	予算 特別委員会

議案 番号	件 名	付託委員会
18	令和7年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号)について	予算 特別委員会
19	令和7年度篠栗町水道事業会計補正予算(第3号)について	予算 特別委員会
20	令和8年度篠栗町一般会計予算について	予算 特別委員会
21	令和8年度篠栗町国民健康保険特別会計予算について	予算 特別委員会
22	令和8年度篠栗町後期高齢者医療特別会計について	予算 特別委員会
23	令和8年度篠栗町水道事業会計予算について	予算 特別委員会
24	令和8年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計予算について	予算 特別委員会

# 令和8年第1回 篠栗町議会定例会 議事日程 第3号

令和8年3月12日(木)午前10時開議

- |              |  |
|--------------|--|
| 第1, 議案第 3号   | 専決処分の承認を求めることについて(専決第1号)<br>〔令和7年度篠栗町一般会計補正予算(第10号)について〕                 |
| 第2, 議案第 5号   | 篠栗町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について                                     |
| 第3, 議案第 6号   | 篠栗町行政手続条例の一部を改正する条例の制定について   |
| 第4, 議案第 7号   | 篠栗町附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定について   |
| 第5, 議案第 8号   | 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について                            |
| 第6, 議案第 9号   | 篠栗町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について                                      |
| 第7, 議案第 10号  | 篠栗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について  |
| 第8, 議案第 11号  | 篠栗町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の全部を改正する条例の制定について                          |
| 第9, 議案第 12号  | 篠栗町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について                       |
| 第10, 議案第 13号 | 篠栗町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の全部を改正する条例の制定について |
| 第11, 議案第 14号 | 工事変更契約の締結について<br>〔篠栗北地区産業団地事業用地2法面工事〕                                    |
| 第12, 議案第 15号 | 町道の路線変更について  |
| 第13, 議案第 16号 | 令和7年度篠栗町一般会計補正予算(第11号)について   |
| 第14, 議案第 17号 | 令和7年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算(第5号)について  |
| 第15, 議案第 18号 | 令和7年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号)について   |
| 第16, 議案第 19号 | 令和7年度篠栗町水道事業会計補正予算(第3号)について  |

- 第17, 議案第 20号 令和8年度篠栗町一般会計予算について
- 第18, 議案第 21号 令和8年度篠栗町国民健康保険特別会計予算について
- 第19, 議案第 22号 令和8年度篠栗町後期高齢者医療特別会計について
- 第20, 議案第 23号 令和8年度篠栗町水道事業会計予算について
- 第21, 議案第 24号 令和8年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計予算について
- 第22, 常任委員会の閉会中の継続調査の件

令和8年第1回(3月)

篠栗町議会定例会

2月26日(開会)

令和8年 第1回 定例会 会議録

日時 令和8年2月26日 午前10時

場所 篠栗町役場 議事堂

出席議員

1番	崎山佐穂	2番	浦野雅幸	3番	吉本文枝
4番	門馬良	5番	太郎良瞳	6番	横山和輝
7番	品川静	8番	古屋宏治	9番	栗須信治
10番	村瀬敬太郎	11番	今長谷武和	12番	荒牧泰範

欠席議員

地方自治法第121条の規定により出席した者

町長	三浦正	副町長	田村明広
教育長	今長谷寛	総務課長	有隅哲哉
財政課長	藤忠文	財産活用課長	熊谷重幸
会計課長	西村智子	まちづくり課長	大内田幸介
税務課長	山口恵美	収納課長	平山智久
住民課長	進藤功次	健康課長	堀雅仁
福祉課長	村瀬菊子	産業観光課長	松熊大
都市整備課長	松尾篤史	上下水道課長	花田篤
学校教育課長	吉村秀昭	こども育成課長	藤幸三
社会教育課長	横内綾子		

出席した議会事務局職員

局長	水江靖浩	次長	伴秀代
係長	齊藤裕子	主事	黒瀬友宏

午前10時00分

○議長（古屋 宏治） おはようございます。

本日は、全員出席で開議は成立いたします。

また、まちづくり課及び議会事務局の2名の職員による写真撮影を許可しております。

ただいまから、令和8年第1回篠栗町議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

本日の日程は、タブレットに掲載の議事日程のとおりでございます。

なお、常任委員会の閉会中の調査結果はタブレットにメールで送信したとおりでございます。

これより日程に従い議事を進めます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、9番 栗須信治 議員、10番 村瀬 敬太郎 議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から3月12日までの15日間にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古屋 宏治） 異議なしと認めます。

従いまして、会期は本日から3月12日までの15日間に決定いたしました。

日程第3、議案の上程を議題といたします。

本定例会に提出されております議案は議案第3号から議案第24号までの計22議案でございます。

それでは、議案第3号から議案第24号までを一括議題といたします。

町長に一括して提案理由の説明を求めます。

はい、三浦町長。

○町長（三浦 正） 皆様おはようございます。

本日、令和8年第1回定例会を招集いたしましたところ、公私ともご多忙のなか、

ご出席賜り誠にありがとうございます。篠栗町では、現在都市圏16の市町と歩調を併せて渇水対策本部を設置し、役場の壁に懸垂幕を掲げ、様々なツールで町民の皆様には節水を呼びかけているところでございます。そうしたなか一昨日の昼過ぎから昨日午前中まで待望の雨が降りました。現在のところ、鳴淵ダムの水位は降雨前に比べて0.6%程度上昇し、満水時の50.5%となっております。しかしながら、筑後川水系のダムは10%を切る状況が続いておりますので、今後も予断を許さない状況でございます。3月のまとまった雨が待たれるところでございます。

まず、議員の皆様に対しまして改めて私からお詫びを申し上げます。

オアシス篠栗温浴施設の廃止に関する案件でございます。篠栗町のホームページにも、2月20日に私の本件に関する総括的報告を掲載いたしました。この案件は1年間役場内でしっかり協議をし、温浴施設等の廃止止む無しとの判断から、議会に条例改正の提案、これは令和7年9月議会で行いましたが、それをしたものでございました。が、その際、「篠栗町総合保健福祉センター」であるオアシス篠栗について、今後の果たすべき役割を明確にしなかったことは大いに反省すべき点でございました。行政側の早急なオアシス篠栗の温浴施設・トレーニングルームの廃止を盛り込んだリニューアル案が高齢者の皆様の居場所を失くしてしまうと受け取られ、町民の皆様からも篠栗町総合保健福祉センターとしての役目を蔑ろにするのかと大きなお叱りを受けました。

9月定例会のご指摘とその後頂いたご意見も踏まえ、温浴施設は廃止しますが、高齢者の憩いの場としての施設の役目を果たすことができるよう、併せて子育て世代の皆様が子供たちと一緒に集い過ごすことのできるような場所にリニューアルすることが望ましいと判断いたしました。施設を建設し新規事業を行う場合とは違い、施設を廃止し、一つの事業を閉じる際は、慎重の上にも慎重に審議を重ね、説明し、議会や町民の皆様の御理解を頂いて「ならばしかたのないことだ」との判断の上に行わなければならないと大いに反省するところでございます。

今後も、施設の用途廃止や変更が続きます。今回の件を反省材料にして、町民の皆様第一に説明責任を全うして進めてまいり所存でございます。どうぞよろしくお願いいたします。この度のことで、町民の皆様に混乱を与えましたことを改めておわび申し上げます。大変申し訳ございませんでした。

さて、国におきましては、2月18日に特別国会が召集されまして、第2次高市内閣が発足いたしました。

2月20日の施政方針演説において「責任ある積極財政」の考え方のもと、危機管

理投資や成長投資を推進し、国内産業基盤の強化やエネルギー政策の再構築、デジタル化の加速などを通じて、持続的な経済成長を目指す方針が示されました。併せて、物価高騰対策や税制の在り方についても検討を進めるとされており、制度改正の内容によっては国と地方を通じた税財政制度に影響が及ぶことも想定される事態となっております。

特に、地方財政の観点からは、税制改正や経済対策の内容によって、地方交付税や国庫補助制度の在り方、更には地方税収の動向に変化が生じる可能性があります。成長政策が地域経済の活性化につながることは期待される一方で、財源配分の見直しが行われる場合には、自治体の財政運営に直結する課題となるわけでございます。

さらに、政府は複数年度を視野に入れた政策運営や基金の戦略的活用など、中長期的視点での財政運営にも言及しております。こうした国の動向は、地方自治体においても単年度の収支均衡にとどまらず、中長期的な財政見通しに基づく計画的な財政運営を一層求めるものと受け止めております。

そのような国の動きの中で、福岡県町村会では、明日2月27日に令和7年度定期総会が開催されます。その際の決議案においては、『町村は住民に最も身近な行政主体として、住民が生活を営むための多種多様なサービスの提供と国土・自然環境の保全、食料やエネルギーの供給、また水源涵養等の公益的機能に加え、わが国の伝統・文化の継承など、人々の心のよりどころとしても重要な役割を担い続けている。しかしながら、国際情勢の不安定化や急激な気候変動が経済活動や住民生活に大きな影響を及ぼし、町村においても、少子高齢化や人口減少、基幹産業である農林水産業の衰退、頻発する自然災害に加え、物価高や民間の賃上げ等に伴う人件費や委託費の増加など、多くの課題を抱えており、また学校給食費の抜本的な負担軽減や減税、税制改正等の新たな制度、政策に対応しなければならないが、総じて税源に乏しく厳しい財政運営を余儀なくされている。このような中であっても町村は、住民の生命財産を守るため、防災・減災対策、国土強靱化の更なる推進を図り、災害からの復旧・復興の支援対策の充実に努め、安全安心な暮らしの確保と地方創生による分散型国づくりを国とともに総力を上げて取り組んでいかなければならない。よって、町村が自主的・自律的に様々な施策を展開しうるよう、地方5団体等関係団体とも協調しながら、下記の事項の実現に総意を結集し、全力を尽くす決意である。』としまして、

1、食料・エネルギー安全保障に対する国民の意識の醸成を図るとともに、自給率向上に向けた施策を強化すること。

1、学校給食の抜本的な負担軽減に係る財源については、国の責任において、今後

の安定財源を確実に確保するとともに、中学校での実施についても早期に実現すること。

1、地方分権改革を推進するとともに、「地方創生」や「デジタル田園都市国家構想」などの取り組みを検証し、人口減少の克服と東京一極集中を是正するための抜本的対策を講じること。

1、減税による地方の減収に対する代替財源を含め、町村にとって最重要課題である地方交付税等の一般財源額を確保すること。

1、税制改正にあたっては、地方税の充実確保と税源の偏在が小さく税収が安定的な地方税体系の構築を図るとともに、見通しにあたっては代替財源の確保を前提とすること。

1、町村のデジタル化施策への支援を強化すること。

1、地域から脱炭素化を推進すること。

1、「関係人口」拡大と「二地域住居」の推進を図るとともに、都市と農山漁村共創社会を実現すること。

など15項目の決議がなされる予定でございます。

本町といたしましては、国の政策動向を的確に把握し、必要な財源確保に努めるとともに、制度変更に左右されにくい持続可能な財政構造を構築していく必要があると認識しております。その上で、様々な分野においてこれまで以上にきめ細やかに取り組みを進めていかなければなりません。

昨年までのように、分野ごと・課ごとの取り組みについては施政方針のなかで詳細には申し述べませんが幾つかの重要な点についてお話し申し上げます。

篠栗町として重点的に取り組むべき分野の一つが、防災・減災対策であります。近年、激甚化・頻発化する自然災害に的確に備えることは、いかなる政策環境の変化の中にあっても、自治体の最も基本的な責務であります。本町は平成21年豪雨災害という大きな経験を有しておりますが、現在の職員の中にはその災害を直接経験していない者も少なくありません。だからこそ、当時の教訓を組織として確実に継承し、平時からの備えを徹底することが重要であります。住民の生命と財産を守るという自治体の使命を果たすため、防災・減災対策の充実に引き続き取り組んでまいります。

また、「ゼロカーボンシティささぐり」の実現に向け令和7年度から公共施設におけるオンサイトPPA事業を本格始動いたしました。これは、脱炭素とエネルギー安全保障の両立を目指す国の方針とも軌を一にするものでありまして、環境負荷の低減と持続可能な地域づくりを進める取り組みであります。

子育て・教育分野におきましては、様々な新たな取り組みを行うための予算を計上しております。

公費医療助成の拡充といたしまして、こども医療の対象年齢15歳までを18歳まで拡大しております。これは、高校生の入院については自己負担なし、通院は月額500円とするものであります。

子育て支援の充実といたしまして、第3子以降保育料無償化を実施いたします。これは保育所等、認可外を含む保育所でございますが、に通う0から2歳児の第3子以降の保育料を無償化するものであります。

小学校給食において、物価高騰対策分も含めて保護者負担なしといたします。

柳池フサエ教育地域振興基金を活用した中学生海外派遣事業を令和8年度から開始いたします。子どもたちが国際的な視野を広げ、将来の地域社会を支える人材として成長できるよう、経済的な支援、継続的な支援を行ってまいります。

そうした時代のニーズに合った取り組みをする一方で、本町の財政状況に目を向けますと、社会保障関係経費の増加、公共施設の老朽化に伴う維持更新費の増大、さらには物価高騰の影響などにより、今後の財政環境は一層厳しさを増していくことが見込まれております。

これまでも中長期的な財政見通しを踏まえ、歳出の抑制や事業の重点化を図りながら財政運営を行ってまいりました。また、行財政改革大綱に基づき、公共施設の見直しや組織の効率化などにも取り組んできたところであります。しかしながら、歳出構造の硬直化が進む一方で、公共施設の統廃合や総量の適正化については、利用者への影響や地域との調整といった課題もあり、十分に進んだとは言えない状況にあります。

このような状況を踏まえまして、単年度ごとの収支調整にとどまるのではなく、町全体として経常的に発生している経費そのものを見直し、持続可能な行財政構造へと転換していくことが重要であります。経常的経費が高い水準で推移したままでは、将来世代に過度な負担を残すことになりかねません。今この段階で構造を見直すことこそが、将来に渡り町の機能を安定的に維持していくための責任ある判断であると考えます。宇美町が策定いたしました40年間の方向性を見据えた「公共施設再配置計画」等を参考にしながら、「篠栗町公共施設等総合管理計画」これはあくまで仮称でございますが、それで全体方針を明確にし、財政負担の軽減のみならず地域特性を活かした施設サービスの向上を目指した計画を策定したいと考えております。

加えて、役場の開庁時間や公共施設の開館時間のあり方についても検討を進めてまいります。現在の施設数や規模を前提とするのではなく、利用実態や将来需要を踏ま

えて、統廃合や複合化を含めた最適配置に向けた再検討を行ってまいります。施設を維持すること自体を目的とするのではなく、町全体として必要な機能をいかに持続可能な形で確保するかという視点で判断してまいります。

これらの取り組みは、個別の対策ではなく、経常的経費全体を抑制するという共通の目的のもとで一体的に進めるものであります。これまでと同じ形でのサービス提供が難しくなる場面も想定されますが、将来急激な縮小を余儀なくされる事態を避けるためにも、今こそ計画的かつ段階的な構造改革を進める必要があります。

令和7年度に行った業務量調査を活かして、業務そのものを精査し、真に必要な行政サービスに重点化することで、業務量を適正な水準へと見直してまいります。その上で、業務量に見合った人員体制への転換を進め、人件費を含む経常的経費の縮減を図るとともに、人材育成に努め、財政の健全化を確保してまいります。令和8年度には、町長直轄のプロジェクトチームを立ち上げ、1年間かけて体制の見直しを図り、令和9年度から新組織・新体制で臨むことのできるよう進めたいと考えております。

本定例会では、令和8年度当初予算をはじめ、重要な案件を御審議いただくこととなります。限られた財源の中で、将来世代に負担・責任を果たす持続可能な財政運営を実現するための予算編成を行ったところでございます。

高市早苗内閣総理大臣は昨年10月の24日新首相として就任の際に、所信表明演説の結びで、聖徳太子の十七条憲法の第17条「事独り断（さだ）む可からず。必ず衆（もろとも）と与（とも）に宜しく論（あげつら）う可し」の言葉を引用されました。政治とは一人で解決するものではなく、広く議論を尽くして、共に判断していく営みであります。私も篠栗町の行政と議会を自治の両輪として尊重するとともに、住民の皆様との対話を重ねながら、篠栗町の将来にとって最善の選択を導き出してまいります覚悟でございます。

議員の皆様におかれましても、こうした基本的な方向性について御理解を賜りますとともに、慎重かつ建設的な御審議をお願い申し上げます。

続きまして、本定例会に提案しております議案第3号から議案第24号までの22議案について説明をいたします。

議案第3号は「専決処分の承認を求めることについて（専決第1号）」であります。本議案は、令和7年度篠栗町一般会計補正予算（第10号）について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。本議案は、衆議院議員総選挙実施に伴うもので、令和7年度篠栗町一般会計予算の総額に1,598万8,000円を追加し、

予算総額を162億6,328万1,000円とするものであります。

議案第4号は「篠栗町教育委員会委員の任命について」であります。本議案は、現委員の木森信登氏が令和8年3月31日をもって任期満了となるため、後任として新たに青木晃司氏を教育委員に任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

議案第5号は「篠栗町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について」であります。本議案は、「乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準」が令和8年4月1日に施行されたことによりまして、本町においても令和8年度から特定乳児等通園支援事業を実施するにあたり、運営等の基準を定める必要があるため、本条例を制定するものであります。

議案第6号は「篠栗町行政手続条例の一部を改正する条例の制定について」であります。本議案は、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律が令和8年5月21日に施行されることに伴いまして、所要の規定を整備するため、本条例の一部を改正するものであります。改正の内容は、行政手続法により定められた、公示送達の方法によって行う通知についてインターネットを通じて行うことを可能にするものであります。

議案第7号は「篠栗町附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。本議案は、篠栗町地域公共交通会議設置要綱及び篠栗町運賃協議会設置要綱の制定に基づき、それぞれの会議を附属機関として設置するため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第8号は「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。本議案は、篠栗町地域公共交通会議設置要綱及び篠栗町運賃協議会設置要綱の制定に基づき、それぞれの会議の委員等の報酬等の額を規定するため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第9号は「篠栗町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。本議案は、地方公務員法の一部を改正する法律の施行により実施された定年引上げの運用にあたり、所要の規定を整備するため、本条例の一部を改正するものであります。改正の内容は、定年引上げ実施の趣旨である、少子高齢化が進行する社会情勢の中での複雑高度化する行政課題への的確な対応への観点から、能力と意欲のある高齢期職員の更なる活用を推進していくため、55歳を超える職員に適用している昇給条件について見直しを行うものであります。

議案第10号は「篠栗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」

であります。本議案は、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律が令和8年4月1日から施行されることに伴い、所要の規定を整備するため、本条例の一部を改正するものであります。改正の主な内容は、子ども・子育て支援納付金制度が令和8年度に創設されることに伴い、医療保険者が被保険者等から徴収する子ども・子育て支援納付金の賦課・徴収の方法等を定めるものであります。

議案第11号は「篠栗町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の全部を改正する条例の制定について」であります。本議案は、児童福祉法第34条の16第2項の規定により、内閣府省令で定める家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が、社会情勢の変化や安全対策の強化に伴い、頻繁に改正されている状況を鑑み、本条例の構成について、本基準を引用する形式へと改めるため、本条例の全部を改正するものであります。

議案第12号は「篠栗町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」であります。本議案は、児童福祉法の一部を改正する法律が令和7年10月1日に施行されたことに伴い、所要の規定を整備するため本条例の一部を改正するものであります。改正の内容は、放課後児童支援員に義務づけられた有すべき資格として、地域限定保育士を追加するものであります。

議案第13号は「篠栗町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の全部を改正する条例の制定について」であります。本議案は、子ども・子育て支援法の規定により、内閣府省令で定める特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準が、社会情勢の変化や安全対策の強化に伴い頻繁に改正されている現状を鑑み、本条例の構成について、本基準を引用する形式へと改めるため、本条例の全部を改正し、題名を改めるものであります。

議案第14号は「工事変更契約の締結について」であります。本議案は、篠栗北地区産業団地事業用地2法面工事について987万4,700円を減額し、総額8,136万5,900円で不二クラウド工業株式会社と変更契約を締結するもので、篠栗町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。主な変更内容は、当該工事において、必要となる交通誘導員の人数が減少したことに伴う変更であります。

議案第15号は「町道の路線変更について」であります。本議案は、宅地開発に伴い、既存町道の終点が変更になることから、道路法第10条第2項及び第3項の規定

により議会の議決を求めるものであります。変更路線名は篠栗地区52号線であります。

議案第16号は「令和7年度篠栗町一般会計補正予算（第11号）について」であります。当該補正予算は、令和7年度篠栗町一般会計補正予算の総額から9,229万円を減額し、予算総額を161億7,099万1,000円とするものであります。

まず、歳入の主なものとしたしましては、町税1億6,603万1,000円、地方消費税交付金1億1,000万円、地方交付税2億6,002万3,000円をそれぞれ追加し、国庫支出金2億9,449万5,000円、繰入金4億円をそれぞれ減額するものであります。

次に、歳出の主なものとしたしましては、総務費において、一般管理費として（退職手当組合負担金）1,100万円を追加し、企画費として（篠栗北地区産業団地事業用地2法面工事）3,923万6,000円を減額するものであります。

民生費において、高齢者支援費として（県介護保険広域連合費）1,186万9,000円を減額し、障がい者福祉費として（自立支援サービス給付）6,700万円を追加し、子育て支援費として（児童手当）2,000万円を減額するものであります。

衛生費において、予防費として（予防事業委託料）1,600万4,000円を減額し、総合保健福祉センター運営費として（指定管理料）4,285万6,000円を追加し、塵芥処理費として（須恵町外二ヶ町清掃施設組合負担金）5,065万3,000円を減額するものであります。

農林水産業費において、農業振興費として（ため池耐震診断業務委託）1,400万円を追加するものであります。

繰越明許費については、消防車両購入事業ほか9件の総額3億815万6,000円を追加するものであります。

最後に、地方債については、一般補助施設整備等事業1,470万円、公共事業等1,050万円を追加し、借入限度額を変更するものとして、防災対策事業3,930万円、社会福祉施設整備事業1,540万円、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業1,080万円、学校教育施設等整備事業5億5,000万円をそれぞれ減額し、緊急防災・減災事業6億3,660万円を追加するものであります。

議案第17号は「令和7年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）について」であります。当該補正予算は、令和7年度篠栗町国民健康保険特別会計予算か

ら、歳入歳出それぞれ2,464万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27億1,306万9,000円とするものであります。内容は、医療費等療養諸費について減額補正するものであります。

議案第18号は「令和7年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）について」であります。当該補正予算は、令和7年度篠栗町後期高齢者医療特別会計予算に、歳入歳出それぞれ67万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億7,220万7,000円とするものであります。内容は、県費負担金の確定により増額補正するものであります。

議案第19号は「令和7年度篠栗町水道事業会計補正予算（第3号）について」であります。当該補正予算は、第1浄水場更新事業において、整備を予定していた山王取水井について、調査の結果、当初想定していた揚水量が得られないことが判明したため、この部分については整備対象から外して再公告をおこなったことから、第5条継続費において、総額を1億5,400万円の減額の27億2,250万円とし、年割額を令和8年度1億7,050万円、令和9年度10億600万円、令和10年度13億2,000万円、令和11年度2億2,600万円とするものであります。

議案第20号から議案第24号までの5議案は、令和8年度の各会計の当初予算であります。

議案第20号は「令和8年度篠栗町一般会計予算について」であります。予算総額は135億9,793万6,000円で、前年度当初予算に対し9億3,387万5,000円、6.4%の減額となっております。

令和8年度の予算編成につきましては、前年度同様「第7次総合計画」を踏まえ、限られた歳入財源を有効に活用する事業を選定し、歳出削減に努めております。

それでは、歳入歳出の主なものを御説明いたします。

まず、歳入の主なものについてでございますが、町税は、町民税及び固定資産税の増収を見込み、前年度と比較して3億835万4,000円増の39億3,889万8,000円を計上するものであります。

地方交付税は、前年度と比較して2億2,517万円減の22億2,665万円を計上するものであります。

国庫支出金は、学校施設環境改善交付金、保育所等整備交付金、公立学校情報機器整備費補助金いわゆるギガスクール端末購入分ですが、の減額等により、前年度と比較いたしまして、4億4,256万1,000円減の23億8,645万円を計上するものであります。

県支出金は、給食費負担軽減交付金、第3子以降保育料無償化事業費補助金等の増額により前年度と比較して1億4,569万6,000円増の13億3,505万3,000円を計上するものであります。

繰入金は、前年度と比較して2億340万円増の15億340万円を計上するものであります。

諸収入は、デジタル基盤改革支援補助金の減額等により、前年度と比較いたしまして、5,714万2,000円減の2億6,960万1,000円を計上するものであります。

町債は、学校教育施設等整備事業債の減額等により、前年度と比較いたしまして、9億2,030万円減の2億1,900万円を計上するものであります。

続きまして、歳出の主なものについてであります。

総務費は、行政事務包括委託料3億877万4,000円、ふるさと寄附金返戻品ほか関連事業費2億2,501万4,000円、住居表示実施整備事業関連委託料1,370万6,000円、県議会議員選挙費998万8,000円など、前年度と比較して9,567万6,000円減の21億4,264万3,000円を計上するものであります。

民生費は、福祉総合計画策定等支援業務委託料1,370万6,000円県介護保険広域連合費3億8,286万9,000円、自立支援サービス給付12億7,401万8,000円、後期高齢者医療療養給付費負担金3億8,220万9,000円、児童運営費委託料14億4,522万3,000円、こどもの居場所支援事業費補助金1,536万5,000円、子ども医療費1億7,999万円、児童館等業務指定管理料1億897万7,000円、放課後児童健全育成事業費補助金4,057万4,000円など、前年度と比較して、7,977万8,000円増の55億996万円を計上するものであります。

衛生費は、妊婦のための支援給付金2,880万円、予防事業委託料1億2,248万4,000円、オアシス篠栗設備管理業務委託料2,610万8,000円、巡回バス運行業務委託料5,100万円、省エネ家電購入補助金1,540万円、塵芥等収集運搬費2億5,011万2,000円、須恵町外二ヶ町清掃施設組合分担金6億183万1,000円など、前年度と比較して、1億4,057万5,000円増の16億535万7,000円を計上するものであります。

農林水産業費は、小葉山線林道排水維持工事986万7,000円など、前年度と比

較して、1,321万円減の1億8,268万5,000円を計上するものであります。

商工費は、プレミアム付商品券補助金1,000万円など、前年度と比較して、1,132万2,000円増の1億4,458万8,000円を計上するものであります。

土木費は、萩尾橋保全工事ほか道路改良工事3,733万1,000円、往還川河川改修工事2,375万5,000円など、前年度と比較して2,674万7,000円増の3億8,633万2,000円を計上するものであります。

消防費は、消防支援車購入費1,506万4,000円、粕屋南部消防組合分担金3億9,736万2,000円、防災行政無線(同報系)更新6,940万3,000円など、前年度と比較して1億1,269万8,000円減の5億8,253万8,000円を計上するものであります。

教育費は、小学校給食費負担軽減補助金1億885万2,000円、物価高騰対応学校等給食費補助金4,661万3,000円、篠栗小学校屋内運動場長寿命化改修工事設計業務委託1,858万7,000円、篠栗小学校校内通信ネットワーク機器更新工事1,371万7,000円、北勢門小学校給食棟空調設備改修工事4,000万円、中学生海外派遣業務委託料900万円など、前年度と比較して11億1,237万8,000円減の14億68万3,000円を計上するものであります。

公債費は、起債元金及び利子償還費用として、前年度と比較して1億2,352万6,000円増の7億8,259万4,000円を計上するものであります。

諸支出金は、特別会計等への繰出金7億699万6,000円など、前年度と比較して1,292万円増の7億699万6,000円を計上するものであります。

債務負担行為は、令和8年度に須恵町外二ヶ町清掃施設組合に対する一時借入金に係る債務保証として、総額5億円を限度額とする借入金及びこれに対する利息の合計を設定するものであります。また、令和8年度から令和18年度に、教育施設照明LED化リース、篠栗小学校、萩尾分校、勢門小学校、北勢門小学校が対象でございますが、このLED化リースとして1億7,570万6,000円を設定するものであります。

最後に、地方債は、緊急防災・減災事業ほか7件の総額2億1,900万円を計上するものであります。

議案第21号は「令和8年度篠栗町国民健康保険特別会計予算について」であります。当該予算は、総額26億6,168万6,000円で、前年度当初予算額に対し

2.8%の減となっています。

歳入の主なものとしたしましては、国民健康保険税4億7,613万2,000円、県支出金19億2,040万1,000円を計上いたしております。

歳出の主なものとしたしましては、保険給付費18億8,012万円、国民健康保険事業費納付金6億8,775万1,000円を計上いたしております。

議案第22号は「令和8年度篠栗町後期高齢者医療特別会計予算について」であります。当該予算は、6億2,819万2,000円で、前年度当初予算額に対し11.1%の増となっています。

歳入の主なものとしたしましては、後期高齢者医療保険料4億6,128万6,000円、一般会計繰入金1億6,686万7,000円を計上いたしております。

歳出の主なものとしたしましては、後期高齢者医療広域連合納付金6億497万5,000円を計上いたしております。

議案第23号は「令和8年度篠栗町水道事業会計予算について」であります。当該予算は、対前年度比では、収益的収入1.6%増、支出1.6%増となり、資本的収入93.3%増、支出46.3%増となっております。収益的収入6億5,602万6,000円、同支出6億3,949万2,000円で、1,653万4,000円の黒字予算となっております。

収入の主なものとしたしましては、水道使用料5億9,286万8,000円を計上いたしております。

支出の主なものとしたしましては、福岡地区水道企業団受水費2億758万4,000円、支払利息1,639万8,000円を計上いたしております。

資本的収入及び支出においては、資本的収入3億6,200万円、同支出4億5,583万2,000円で、9,383万2,000円の赤字予算となっておりますが、不足する額は損益勘定留保資金等9,383万2,000円で補填する予定でございます。

収入の主なものとしたしましては、企業債3億6,200万円を計上いたしております。

支出の主なものとしたしましては、建設改良費3億6,725万4,000円、企業債償還金8,857万8,000円を計上いたしております。

議案第24号は「令和8年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計予算について」であります。当該予算は、対前年度比では、収益的収入0.6%増、支出0.2%減とな

り、資本的収入は1.0%増、支出が2.7%減となっております。収益的収入及び支出においては、収益的収入8億9,150万円、同支出が8億8,053万7,000円で、1,096万3,000円の黒字予算となっております。

収入の主なものといたしましては、下水道使用料5億2,068万2,000円、他会計負担金1億600万円を計上いたしております。

支出の主なものといたしましては、流域下水道維持管理負担金2億9,444万円、支払利息6,377万1,000円を計上いたしております。

資本的収入及び支出においては、資本的収入3億7,071万1,000円、同支出5億7,020万6,000円で、1億9,949万5,000円の赤字予算となっておりますが、不足する額は損益勘定留保資金等1億9,949万5,000円で補填する予定でございます。

収入の主なものといたしましては、企業債2億4,670万円、他会計負担金1億2,400万円。

支出の主なものといたしましては、建設改良費1,300万円、流域下水道建設負担金5,019万1,000円、企業債償還金5億701万5,000円を計上いたしております。

以上が、本定例会に提案いたしました議案の提案理由であります。

慎重審議方よろしくお願いたします。

○議長（古屋 宏治） ただいまの提案理由の説明に対し大綱質疑を行います。

質疑はありませんか。

はい、荒牧議員。

○議員（荒牧 泰範） 今定例会にも、条例の制定そして各種予算案また工事請負契約など、多岐にわたって提案されておりますが、その判断をする前段の部分として、冒頭に町長からオアシス篠栗の温浴施設廃止に関するお詫びのお話でしたが、現在ある町の施設で不要なもの、町のサービスで不要なもの、これ何ひとつないと思うんですが、先ほど来、町長が説明されておりますように国の構造改革により、なお一層厳しい財政改革を自治体に求められるとするとき、その廃止を余儀なくされるそのときに今までの旧態依然とした住民説明会というのを開けば、開いたけど聞いてくれないで住民説明会の意味はないですし、どういう手法で持っていられるのか、そして全体の基本的なスタンスというのをここではっきりしておいていただかないと、もしそれが無いんだとしたら、いつまでもそのサービスを続けなければいけないとしたら、この今回の予算にしても、その補填部分を残さなくちゃいけないっちゅう予算

になりましょうし、その辺りの説明の手法を含めた在り方の基本的なスタンスというのをちょっとお聞かせ願えますでしょうかね。

○議長（古屋 宏治） はい、三浦町長。

○町長（三浦 正） ただいまの御質問にお答えいたしますが、提案理由の前に私が施政方針の中で申し述べたように、今御指摘もありましたように施設については今後いろんな形で統廃合、それから集合等をやっていかなければいけないということを申し上げました。それについては、個別のことに關しては、もう少し具体的に、検討する検討委員会をつくらなければいけないということで、宇美町の40年計画に倣い、しっかりとした進め方をした上で御報告しなければいけないと思っております。

個別の施設において、住民説明会をして廃止するか存続するかというようなことよりも、「全体の施設を個々をこういうふうに変更して、こういうふうな形にしていきます」、あるいは「この施設はリニューアルして、こういう形で使います」というような全体のことを、今からしっかりと固めて、それをもとに具体的な動きになっていくというような計画で進めなければ、住民の皆様の御理解は得られないと思ひますし、議会でも御賛同を得られないのではなかろうかと思っております。

個別のことにつきましては、今後、今私が施政方針の中で申し上げたことをまず前提として進めた上で、それから皆様方に、それぞれの方針、個別の方針、あるいは全体方針も含めて、御説明した上で進めてまいりたいと思ひます。

○議長（古屋 宏治） 荒牧議員、よろしいですか。

○議長（古屋 宏治） はい。

はい、ほかに質疑はありませんか。

ないようですのでこれで質疑を終わります。

日程第4、議案の委員会付託についてを議題といたします。

議案第3号から議案第24号までの22議案を一括議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案のうち、議案第4号は人事案件ですので、委員会の付託は省略し、本日の日程といたします。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）。

○議長（古屋 宏治） 異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

次に、議案第5号から議案第15号までの11議案につきましては、タブレットに掲載のとおり総務建設・文教厚生それぞれの所管の常任委員会に付託したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(古屋 宏治) 異議なしと認めます。

よって、そのように付託することに決定いたしました。

次に、議案第3号及び議案第16号から議案第24号までの予算関連10議案につきましては、議長を除く11人で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(古屋 宏治) 異議なしと認めます。

よって、そのように付託することに決定いたしました。

なお、予算特別委員会の正副委員長については申し合わせにより、委員長は3番吉本 文枝 議員、副委員長は7番 品川 静 議員であります。

次に、報告第1号から報告第3号まで、予算特別委員会の3日の補正予算審議後に全員で報告を受けたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(古屋 宏治) 異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

日程第5、議案第4号「篠栗町教育委員会委員の任命について」を議題といたします。

議案の説明を吉村学校教育課長に求めます。

はい、吉村課長。

○学校教育課長(吉村 秀昭) 学校教育課長の吉村でございます。

議案第4号「篠栗町教育委員会委員の任命について」

次の者を篠栗町教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第4条第2項の規定により、議会の同意を求めます。

氏名 青木 晃司 令和8年2月26日提出 篠栗町長 三浦 正

提案理由、教育委員 木森 信登 氏が、令和8年3月31日をもって任期満了となるため。経歴・詳細につきましてはタブレットを御覧ください。

御審議方よろしくお願いたします。

○議長（古屋 宏治） ただいまの学校教育課長の説明に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は人事案件でございますので討論は省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古屋 宏治） 異議なしと認め、討論を省略し、これより採決を行います。

採決は押しボタンにより行います。

本案に同意することについて賛否の表決を求めます。

ボタンを押してください。

（表決中）

○議長（古屋 宏治） 変更はございませんか。

（再確認中）

○議長（古屋 宏治） なしと認め確定いたします。

ただいまの表決結果を申し上げます投票総数11、賛成11であります。

全員賛成と認めます。

よって、議案第4号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これをもって散会といたします。

散会 午前10時57分